三　顧客勘定元帳（資金移動業の利用者との間で為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結する場合に限る。）
四　各営業日における未達債務の額及び要履行保証額の記録
五　各基準日における要供託額の記録（信託契約資金移動業者を除く。）
六　各基準日に係る履行保証金の額の記録（履行保証金を供託している場合に限る。）
七　各営業日における信託財産の額の記録（信託契約資金移動業者に限る。）
八　各営業日における資金移動業の利用者ごとの為替取引に関し負担する債務の額及び当該為替取引に関し有する債権の額の記録（第十一条第三項の規定により未達債務の額を算出する場合に限る。）

2　資金移動業者は、帳簿の閉鎖の日から、前項第一号から第三号まで及び第八号に掲げる帳簿書類にあっては少なくとも十年間、同項第四号から第七号までに掲げる帳簿書類にあっては少なくとも五年間、当該帳簿書類を保存しなければならない。

（資金移動業に関する報告書）

第三十四条　法第五十三条第一項の資金移動業に関する報告書は、事業概況書及び資金移動業に係る収支の状況を記載した書面に分けて、別紙様式第十九号（外国資金移動業者にあっては、別紙様式第二十号）により作成して、事業年度の末日から三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

2　前項の報告書を提出しようとするときは、当該報告書にその写し二通並びに最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

（未達債務の額等に関する報告書）

第三十五条　法第五十三条第二項の報告書は、別紙様式第二十一号により作成し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日（以下この条において「基準日」という。）ごとに、当該基準日から一月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

一　法第四十三条第一項の履行保証金の全部の供託に代えて、履行保証金保全契約を締結し、その旨を金融庁長官に届け出ている資金移動業者　毎年三月三十一日及び九月三十日
二　法第四十三条第一項の履行保証金の供託を行う資金移動業者　毎年三月三十一日、六月三十日、九月三十日及び十二月三十一日
三　信託契約資金移動業者　毎月末日

2　前項の報告書を提出しようとするときは、当該報告書にその写し二通を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

3　法第四十三条第一項の規定による供託をした資金移動業者は、第一項の報告書に、供託に係る供託書正本の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

4　法第四十四条の規定による届出をした資金移動業者が履行保証金保全契約の内容の変更（当該履行保証金保全契約の一部の解除を除く。）をし、又は履行保証金保全契約を更新した場合には、第一項の報告書に、その契約書又はその旨を証する書面の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

5　信託契約資金移動業者は、第一項の報告書に、信託会社等が発行する基準日における信託財産の額を証明する書面を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

6　金融庁長官は、必要があると認めるときは、資金移動業者に対し、第三項の供託書正本又は第四項の契約書の正本の提出を命ずることができる。

（公告の方法）

第三十六条　法第五十六条第二項及び第五十八条の規定による公告は、官報によるものとする。

第四章　雑則

（権利実行事務代行者への委託）

第三十七条　金融庁長官は、法第五十九条第三項に規定する権利実行事務代行者に対し、同条第二項の規定による公示に係る事務、令第十九条第二項の規定による通知に係る事務、同条第四項の規定による権利の調査（同項に規定する公示又は機会の付与を含む。）に係る事務、同条第五項の規定による配当表の作成、公示又は通知に係る事務、同条第十項及び第十一項の規定による仮配当に係る事務その他の権利の実行の手続に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

（廃止の届出等）

第三十八条　法第六十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、別紙様式第二十二号により作成した届出書に、当該届出書の写し二通を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

2　前項の届出書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　商号
二　登録年月日及び登録番号
三　届出事由
四　法第六十一条第一項各号のいずれかに該当することとなった年月日
五　資金移動業を廃止したときは、その理由
六　事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により資金移動業を廃止したときは、当該業務の承継方法及びその承継先

3　法第六十一条第三項の規定による公告は、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により行うものとする。

4　法第六十一条第三項の規定による公告及び営業所での掲示には、同条第五項の規定による債務の履行の完了の方法を示すものとする（事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により当該承継に係る公告をする場合を除く。）。

5　資金移動業者は、法第六十一条第三項の規定による公告をしたときは、直ちに、別紙様式第二十三号により作成した届出書に、当該公告の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

6　資金移動業者が事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により資金移動業を廃止したときは、前項の届出書には、当該業務の承継に係る契約の内容及び当該業務の承継方法を記載した書面を添付しなければならない。

（法令違反行為等の届出）

第三十九条　資金移動業者は、取締役等又は従業者に資金移動業に関し法令に違反する行為又は資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を来す行為があったことを知った場合には、当該事実を知った日から二週間以内に、別紙様式第二十四号に従い、次に掲げる事項を記載した届出書を財務局長等に提出しなければならない。

一　当該行為が発生した営業所の名称
二　当該行為を行った取締役等又は従業者の氏名又は名称及び役職名
三　当該行為の概要

（経由官庁）

第四十条　資金移動業者は、第四条に規定する登録申請書その他法及びこの府令に規定する書類（以下この条及び次条において「申請書等」という。）を財務局長等に提出しようとする場合において、当該資金移動業者の本店の所在地を管轄する財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所があるときは、当該資金移動業者は、当該申請書等を当該財務事務所長又は出張所長を経由してこれを提出しなければならない。